

広島県告示第八百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成三十一年一月八日までの間、縦覧に供する。

平成三十年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道志路原大朝線	山県郡北広島町志路原字平家一〇三二四番一地先から山県郡北広島町志路原字平家一〇三二七番四地先まで	平成三〇年二月二十五日